

(参 考)

子ども医療費助成事業市町村別実施状況

R6.1.1現在

資格証区分	《未就学児》(乳)							《小中学生》(学)						
対象者	出生の日から満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの							満6歳に達する日以後における最初の4月1日から満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの						
	公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成		公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成	
		入院		通院					入院		通院			
		あり	なし	あり	なし	あり	なし		あり	なし	あり	なし	あり	なし
県の基本制度	-	○		○			○	-	○		助成対象外			○
大分市	83.44.901.7		○		○		○	83.44.801.9		○	○※1			○
別府市	83.44.902.5		○		○		○	83.44.852.2		○	○※1			○
中津市	83.44.903.3		○		○		○	83.44.803.5		○	○			○
日田市	83.44.904.1		○		○		○	83.44.804.3		○		○※2		○
佐伯市	83.44.905.8		○		○		○	83.44.805.0		○		○		○
臼杵市	83.44.906.6		○		○		○	83.44.806.8		○		○		○
津久見市	83.44.907.4		○		○	○		83.44.807.6		○		○	○	
竹田市	83.44.908.2		○		○	○		83.44.808.4		○		○	○	
豊後高田市	83.44.909.0		○		○		○	83.44.809.2		○		○		○
杵築市	83.44.910.8		○		○		○	83.44.810.0		○		○		○
宇佐市	83.44.911.6		○		○		○	83.44.811.8		○	○			○
豊後大野市	83.44.936.3		○		○	○※3		83.44.836.5		○		○	○※3	
由布市	83.44.925.6		○		○		○	83.44.825.8		○		○		○
国東市	83.44.917.3		○		○	○		83.44.817.5		○		○	○	
姫島村	83.44.916.5		○		○		○	83.44.816.7		○		○		○
日出町	83.44.920.7		○		○		○	83.44.820.9		○	○			○
九重町	83.44.946.2		○		○		○	83.44.846.4		○		○		○
玖珠町	83.44.947.0		○		○		○	83.44.847.2		○		○		○

通院：(小学生以上)医療機関毎に1日500円、月2,000円限度

(大分市、別府市、中津市、宇佐市、日出町の小中学生。ただし調剤薬局分は一部自己負担なし。)

※1：市民税非課税世帯については別途公費負担者番号を設定

・大分市(83.44.851.4) ・別府市(83.44.802.7)

※2：市外については償還払

※3：償還払

<注1> 助成内容の詳細については、市町村子ども医療費助成担当窓口へお問い合わせください。

<注2> 下記の市で高校生等の医療費の助成を実施しています。助成対象者、助成内容等の詳細については、市町村子ども医療費

助成担当窓口へお問い合わせください。

・豊後高田市(83.44.709.4) ・宇佐市(83.44.711.0) ・由布市(83.44.725.0) ・国東市(83.44.717.7) ・玖珠町(83.44.747.4)

・佐伯市(83.44.705.2) ・杵築市(83.44.710.2) ・姫島村(83.44.716.9) ・日出町(83.44.720.1 ※R5年4月・5月診療分は償還払)

・津久見市(83.44.707.8)